



中須長官へ陳情するむつ湾漁業振興会役員等

水産庁長官へ陳情

ほたて特定養殖共済の制度改正について

むつ湾漁業振興会は、去る六月二十五日水産庁を訪れ、「ほたて特定養殖共済」の現行制度の改正について、植村全漁連会長同行のもと中須勇雄水産庁長官他関係者に陳情を行った。

本県の基幹産業でもあるホタテ漁業は、夏場のへい死を避けるため、半成貝（一年貝）や新貝（二年貝）の生産量が増加し、これに加えて中国産ホタテの輸入増さらには経済不況等によって、大きな打撃を受けた。

このような現状から、むつ湾漁業振興会は、平成八年度より「良質・大型貝づくり」への構造転換を図ることで機関決定をしたが、養殖期間が延長されることでへい死等のリスクが想定され、このリスク対策としてホタテ漁業共済への全員加入を図っている。

しかしながら、全数加入については他の漁業者の動向にも左右され容易ではなく、現行制度の改正緩和を求めて陳情活動をした。

同行した、植村全漁連会長は長官に対し、「現行の漁業共済制度は何が何でも全員加入を求めている。もう漁師を半分やめている人まで対象としているこのわずかな人が入らないために、共済掛金の補助適用が大きく減少となる。今どき全員加入という発想は時代遅れだ。もう少し時代に見合った制度にしていきたい。」と語った。

陳情主旨は次のとおり

- 1、一定以上の者が加入となった場合、現行全数加入と同等の国庫補助が適用となるよう見直しを図ること
- 2、ほたて養殖の実態に見合った補償水準の引き上げ、及び掛金の負担軽減を図ること
- 3、ほたて養殖の施設被害及び稚貝不足が生じた場合、復旧費用の一部を補てんする制度を導入すること
- 4、漁協一括契約の中における無事故者に対して、優遇措置を講ずること



中須長官へ説明